

地域学校協働活動の推進について

1. 地域学校協働活動とは

- (1) 地域と学校が相互のパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
- (2) 地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指している。
- (3) 法令根拠：社会教育法第5条第2項

市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

参考：社会教育法第5条第1項第十三号から第十五号までに規定する活動

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等において行う学習、その他の活動
- ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

2. 地域学校協働本部とは

- (1) 幅広い地域住民や団体等の参画により形成された、緩やかなネットワーク
- (2) 地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていく。
- (3) 地域学校協働本部の3つの要素は、「コーディネート機能」「多様な活動」「継続的な活動」
- (4) 連携の体制は様々な形態があるため、法律上の規定はない。

3. 地域学校協働活動を推進する理由

- (1) 新学習指導要領において、学校は「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが明記され、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくり、地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要とされていること。
- (2) 文部科学省は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進していること。
- (3) 平成29年3月の社会教育法の改正により、市町村教育委員会は地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるように必要な措置を講ずることが明記されたこと。
- (4) 本市では、令和3年5月に全ての小・中学校に「学校運営協議会」が設置された。地域と学校の連携・協働を推進するために、地域の体制である「地域学校協働本部」の整備が必要であること。

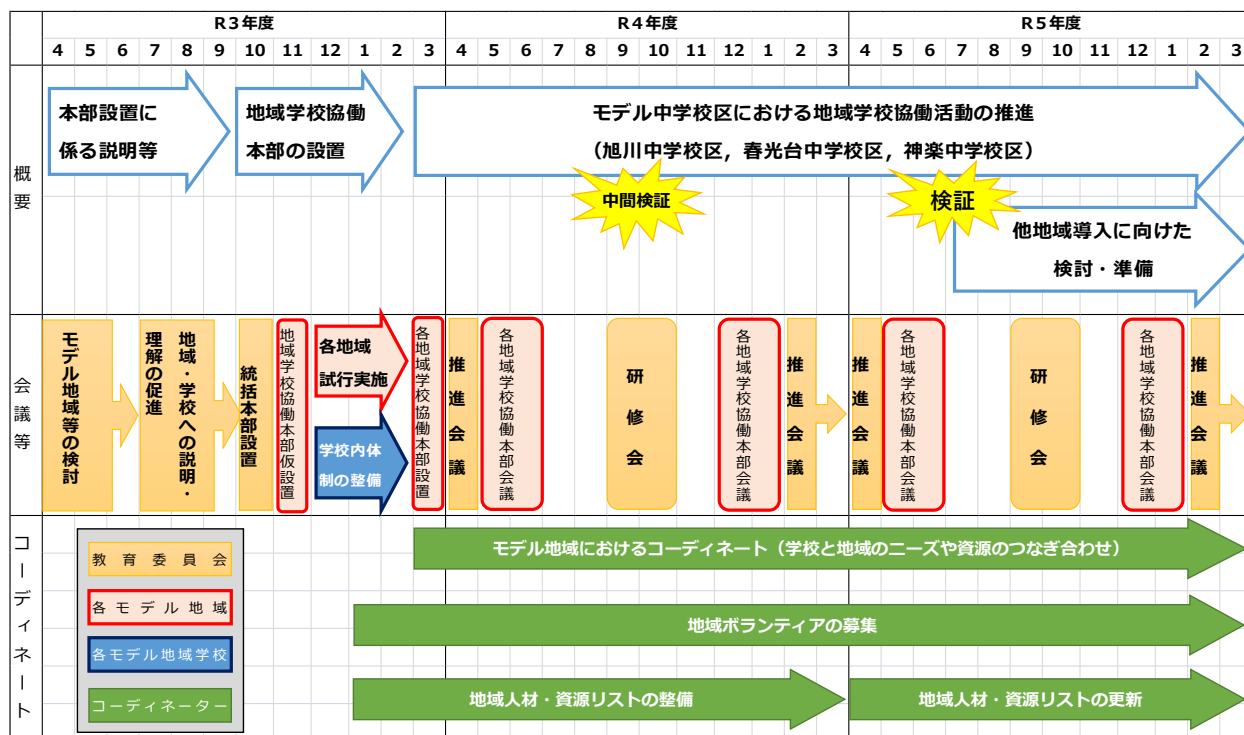
以上のことから、本市においても地域学校協働活動を推進することとし、令和3年からモデル地域を選定し、地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制を整備する。

4. 本市での推進について

- (1) 教育委員会社会教育課に「旭川市地域学校協働活動推進会議（統括本部）」、各地域に「地域学校協働本部」を設置し、学校運営協議会と連携することにより、地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制を整備する。
- (2) コミュニティ・スクールと一体的に進めることが必要なため、コミュニティ・スクールのモデル地区であった「旭川中学校区」「春光台中学校区」「神楽中学校区」の3地域をモデル地域とし、推進を図る。
- (3) 各モデル地域に社会教育士・社会教育主事（教育委員会職員）をコーディネーターとして配置し、学校と地域のニーズや資源をつなげることにより、学校と地域の活動の充実を図る。
- (4) 「旭川市地域学校協働活動推進会議（統括本部）」は、各地域学校協働本部間の連絡調整や各部局との調整などを行うとともに、地域住民等を対象とした研修会を実施し、地域住民の地域や学校の活動に主体的に参画する意識の醸成を図る。

5. スケジュール

- 令和3年度から令和5年度は、モデル地域で実施する。
- モデル地域の成果と課題を検証し、令和6年度以降にその他の地域に活動を広げ、最終的には全中学校区での体制整備を目指す。



旭川市地域学校協働活動の推進について【学校を核とした地域づくり】

1. 地域学校協働活動推進の背景と目指す姿

時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化している

◆教育環境を取り巻く状況

- ・教職員の業務が複雑化・多様化し、**忙しさや負担感**などが課題である
- ・課題の解決に**自ら考え取り組むことや家で自分で計画を立てて勉強に取り組むことを苦手とする**児童生徒が見られる
- ・児童生徒一人一人の**思いやりや規範意識を醸成し、自己肯定感を更に高める必要**がある
- ・小・中学校ともに**体力合計点が全国平均を下回っている**
〔第2期旭川市学校教育基本計画から〕

◆教育改革の動き

- ・新学習指導要領のもと、**学校教育を社会に開かれたもの**とし、子どもたちに**未来の創り手**となるために**必要な資質・能力を育む**ことが求められている
- ・生涯学習・社会教育の充実に向け、中央教育審議会において、**新しい時代における学びを通じた地域づくりや学校を核とした地域づくり**などが示されている
〔R3旭川市教育行政執行方針から〕

◆社会の動向

- ・年少人口の比率が低く、老年人口の比率が高いなど**少子高齢化が進行**
- ・**居住する外国人の数がH26からH30で約1.5倍に増加**
- ・**町内会や自治会は、高齢化、加入率の低下、役員の担い手不足が課題**である

〔第2期旭川市学校教育基本計画
H29旭川市町内会・自治会調査報告
から〕

<求められているもの>

- ・これからの時代を生き抜く力の育成（**多様な人々との関わりによる知識・経験**など）
- ・地域住民が自ら地域を創っていくという「**主体的な意識**」への転換



実現には学校と地域の連携・協働が必要

文部科学省リーフレット「これからの学校と地域 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～」から抜粋

旭川市地域学校協働活動の推進について【学校を核とした地域づくり】

コミュニティ・スクール

×

地域学校協働活動

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」
を併せて実現

新しい時代の教育や地方創生に向けた学校と地域の連携協働の在り方（中教審答申）

開かれた学校から一歩踏み出し、
地域の人々と目標やビジョンを共有し、
地域と一体となって子供たちを育む

学校を核とした協働の取組を通じて、
地域の将来を担う人材を育成し、
自立した地域社会の基盤の構築を図る

第8次旭川市総合計画

- 〔基本目標2〕たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します
- 〔基本目標5〕互いに支え合い、共に築くまちを目指します

旭川市教育大綱（改訂版）

- 〔基本方針〕主体的に学び力強く未来を拓く人づくり

旭川市学校教育基本計画

- 〔基本理念〕
・ふるさと旭川から未来へはばたく子供の育成

旭川市社会教育基本計画

- 〔基本理念〕
・主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす
・地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育む

コミュニティ・スクール

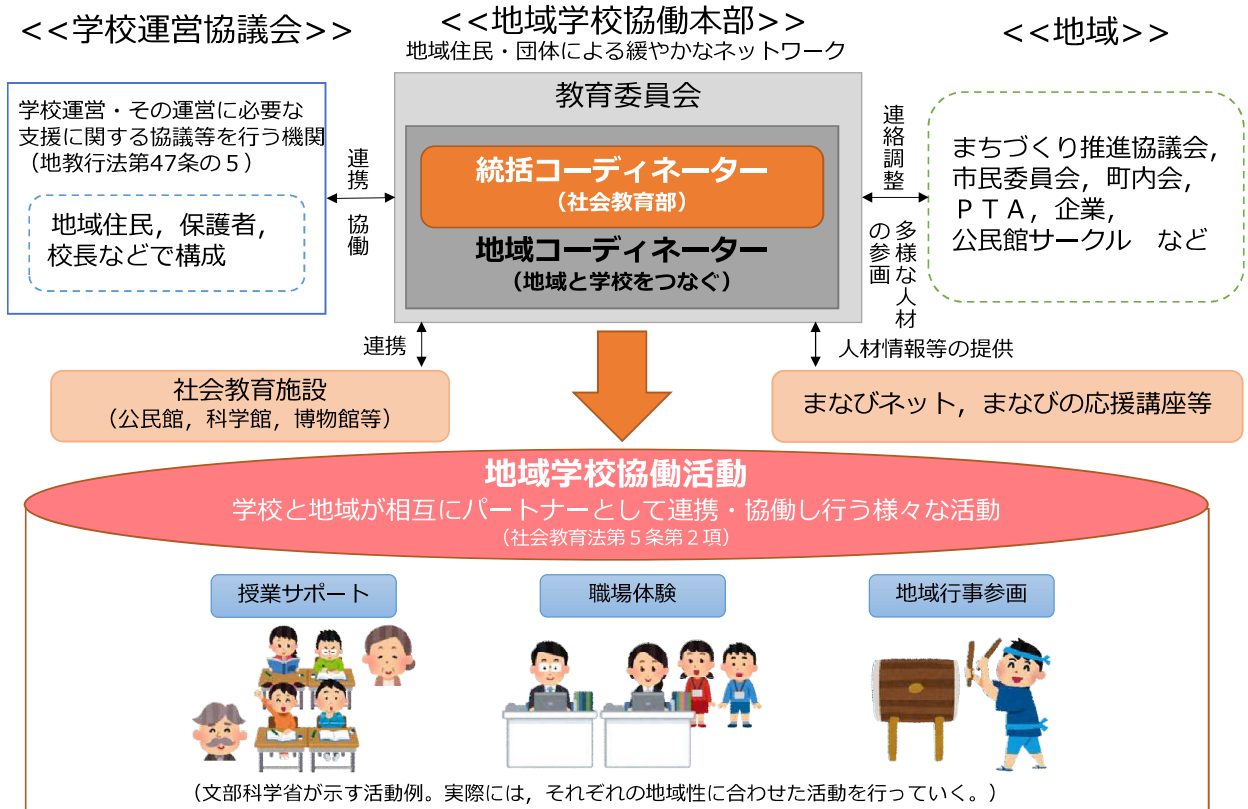
法律に基づき任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要は支援について協議する合議制の機関「**学校運営協議会**」を設置した学校

地域学校協働活動

地域住民等の幅広い参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支え、**学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動**

旭川市地域学校協働活動の推進について【学校を核とした地域づくり】

2. 地域学校協働本部のモデル実施



旭川市地域学校協働活動の推進について【学校を核とした地域づくり】

3. 期待される効果

- 学 校** ・コーディネーターが地域との連絡・調整の役割を受け持つことで、**教職員の負担軽減**が図られ、子供と向き合う時間の確保につながる
- 地 域** ・これまでの学びの成果を地域に生かす機会が生まれることで、**自己有用感や生きがい**につながる
・学校を中心につながつたネットワークで、**地域の力が高まり、安心と生きがい**が生まれる
- 子 供** ・多様な地域住民と関わり、様々な経験を重ねることで、**心豊かにたくましく成長**できる

- ・学びの循環により、**地域の教育力が向上**
- ・子供たちとの活動が「**地域のつながり**」を深める
- ・みんなが**地域を知り、好き**になる

持続可能な社会の創り手づくり
(地域の担い手づくり)